事 務 連 絡 平年30月3月28日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 各 都 道 府 県 知 事 高等学校を設置する学校設置会社を所 殿 轄する構造改革特別区域法第12条第 1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局 初等中等教育企画課教育制度改革室

「高等学校通信教育の質の確保・向上のための指導監督マニュアル」 の送付について

高等学校通信教育の質の確保・向上に関しては、平素より大変お世話になっております。

「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂等について」(29 文科初第1765号 平成30年3月23日付初等中等教育局長通知)にて示したとおり、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン(平成30年3月一部改訂)」を踏まえ、所轄庁が通信制高等学校に対して指導監督を行う際、特に留意すべき点を取りまとめた「高等学校通信教育の質の確保・向上のための指導監督マニュアル」を策定しましたので、送付いたします。各都道府県教育委員会におかれては、域内の通信制高等学校を設置する市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して周知をお願いいたします。

本マニュアルを参考としつつ、引き続き、所轄する通信制高等学校に対する必要な指導監督等の実施をお願いします。

【本件連絡先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 教育制度改革室 福澤、菅谷、田中、松下

電話:03-5253-4111 (内線2022)

高等学校通信教育の質の確保・向上のための指導監督マニュアル

本マニュアルは、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン(平成30年3月改訂)」を踏まえ、所轄庁が通信制高等学校に対して指導監督を行う際、特に留意すべき点を取りまとめたものである。

- (1)「ガイドライン記載事項」については、ガイドラインの内容を記載したもの、
- (2)「指導監督内容」については、「ガイドライン記載事項」を具体化するとともに、文部科学省が所轄庁に全面的に協力しつつ実施した点検調査等において多く見られた課題 等について、学校からのヒアリングや次の「確認資料の例」をもとに確認すべき観点を記載したもの、
- (3)「調査資料の例」については、「指導監督内容」を確認するにあたって参照すべき資料の例を記載したもの(例にあげる名称の資料が学校にない場合は、類する資料やヒアリング等により補うことが望ましい。)である。

各所轄庁においては、本マニュアルに掲げる事項を参考としつつ、それぞれの指導監督の基準・方針等や各所轄庁が通信制高等学校に関する業務の中で収集した情報等も踏まえ、所轄する通信制高等学校において教育の質の確保・向上が図られるとともに、法令等に基づいた適切な学校運営が行われるよう、指導監督に当たられることを期待したい。

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
1. 学校の管理運営に関する事項	1142	HE HILLS CITY TO
(1)教職員の配置等		
	【1】添削指導等にあたる教員が各教科の免許状を有しているか 口 いる 口 いない 【2】添削指導等の実施方法や内容、実施場所、生徒数等に鑑み、各教科等の添削指導等を行う上で支障がない教員配置となっているか。特に、面接指導を実施する施設(以下「面接指導等実施施設」という。)における教員配置について、実施教科・科目や生徒数等に応じ適切な配置となっているか 口 いる 口 いない 【3】生徒が適切な教育環境で学ぶことができるよう、在籍する生徒数が学則に定める収容定員の範囲内となっているか 口 いる 口 いない	□面接指導実施施設における実施教科・科目一覧 □面接指導実施施設における生徒数一覧 □面接指導実施施設の教員配置
② 実施校の設置者は、不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ること	【4】不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うための教員配置が行われているか 口 いる 口 いない	□校務分掌表□指導記録

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
③ 実施校の設置者は、事務職員の配置等による学校事務体制の整備に努めること	【5】事務職員の配置等による学校事務体制は整備されているか □ いる □ いない	□教職員一覧 □事務処理規定、業務マニュアル □学校要覧
(2)連携施設との適切な協力・連携関係の確保等		
①協力校(通信教育規程第3条第1項に定める高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)をいう。)、技能教育施設(学校教育法第55条に定める技能教育のための施設をいう。)、サポート施設(学校教育法その他の関係法令に基づくものではない、生徒を学習面や生活面等で支援する民間施設)その他の施設(以下「連携施設」と総称する。)と協力・連携を行う実施校の設置者は、これらの連携施設との協力・連携について担当する教職員を配置し、定期的に訪問するなど、適切な協力・連携関係の確保に努めること	【7】連携施設のうち、面接指導等実施施設が学則やその他の所轄庁に提出する	□連携施設一覧 □学則(全文) □校務分掌表 □組織図

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
② 実施校の設置者は、連携施設と協力・連携を行う場合は、その協力・連携内容について、連携施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うこと	【10】連携施設との協力・連携内容について、あらかじめ文書による取り決めが行われているか	□連携施設一覧 □連携施設との契約書その他の 連携・協力内容を定めた文書
	【11】取り決めの内容に、法令等に照らして不適切な事項が含まれていないか □ いる □ いない	
を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握・	【12】添削指導等は、全て実施校の教職員(1.(2)④に基づき連携施設の職員に実施校の教員としての身分を付与している場合を含む。以下同じ。)により行われているか 12-1 添削指導及びその評価 いる 口 いない 12-2 面接指導及びその評価 口 いる 口 いない 12-3 試験(監督、採点基準の作成、評価等) 口 いる 口 いない 12-4 その他単位認定に関わる業務 口 いる 口 いない	□教職員一覧 □校務分掌表 □校内規定(規定類集) □連携施設職員との契約書・委嘱 状等 □連携施設における業務マニュア ル

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
④ 連携施設に実施校の教員を派遣・配置したり、連携	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	□連携施設一覧
施設に勤務する各教科の教員を派遣・配置したり、建榜施設に勤務する各教科の教員免許状を有する職員に対		□建拐爬改 克 □教職員一覧
にて、兼務発令等により実施校の教員としての身分を付	□ 添削指導等を行う全ての職員に付与している	□教職員 見 □校務分掌表
与し、実施校の添削指導等を行わせたりする場合、添削		□校切り事故 □免許状の写し等
指導等が実施校の校長の監督下、実施校の設置者の	□ 付与していない	口連携施設との契約書その他の
管理責任の下で行われること、及び実施校と連携施設		連携・協力内容を定めた文書
	 【14】連携施設を主たる勤務地とする教員の採用について、連携施設に採用の判	□連携施設職員との契約書・委嘱
な措置を講じること	断を委ねるなどせず、実施校として主体的に教員採用を行っているか	大等
具体的には、例えば、契約書や委嘱状その他の書面に	□ いる □ いない	□連携施設における業務マニュア
より、連携施設の職員が行うべき業務内容を明確に定		ル
	【15】添削指導等を行う連携施設の職員全てについて、行うべき業務内容が契約	/ · □教職員の研修計画
きるようマニュアルを整備することや、連携施設における		□生徒便覧
実施校の業務の管理を行うための専任の担当教職員を	□ いる □ いない	
置くことなど、管理運営上、一層の工夫を行うよう留意す		
ること	【16】実施校の方針に従った教育活動が行われるようマニュアル等が整備され、	
	連携施設の職員に周知徹底が図られているか	
	□ いる □ いない	
	【17】連携施設における業務管理にあたる担当教職員が置かれているか	
	□ いる □ いない	
	【18】その他適切な方法により実施校と連携施設の業務が混然一体とならないこ	
	とを担保するための措置が講じられているか	
	□ いる □ いない	
○ 上付草焦佐の喰に、中佐社ぶにう古佐労士等に批	【40】よなさまなの際に、中女社がたき言なされるに歩うしま様な記の眼域に	
⑤ 生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教	【19】生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と連携施設の関係に	口連携施設一覧
育と連携施設が独自に行う活動との区別を明確に説明 するなど、実施校と連携施設の関係について、実施校と	ついて誤解が生じないようそれぞれの活動の区別を明確に説明しているか □ いる □ いない	□入学手引き(授業料に関するものを含む。)
してあらかじめ生徒・保護者に十分な説明を行うこと。ま		のを含む。/ 口入試要項
た、連携施設において、連携施設が高等学校の施設で	 【20】連携施設が高等学校の施設であるとの誤解を招くような説明がなされてい	□八武安頃 □生徒募集パンフレット
あると誤解させたり、連携施設の独自の活動等を受講す		□工促募業ハンフレカー □連携施設生徒募集パンフレット
ることが高等学校を卒業するために必ず必要となるかの		※必要に応じ、生徒・保護者に対
ように説明したりするなど、不適切な勧誘等が行われな		する聞き取り調査等を実施
	 【21】連携施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず	プロコンスプ阿里寺と久地
	必要となるかのような説明がなされていないか	
活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適	ロいるロいない	
切かつ明確な説明が行われるようにすること		
	【22】授業料等について、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と連携施	
	設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明	
	確な説明が行われているか	
	□ いる □ いない	
	Δ	

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
を設置したり、実施校を「本校」、連携施設を「キャンパス」と称して生徒・保護者に説明したりするなど、連携施設が実施校の施設であるかのような誤解を招くことのないように留意すること。上記④の方法による場合においても、当該施設は、実施校とは連携等の関係にある施設であって、実施校の施設ではないことが明確になるようにすること	【23】連携施設の名称が高等学校と誤解させないよう配慮がなされているか □ いる □ いない	□連携施設一覧 □生徒募集パンフレット □連携施設生徒募集パンフレット □連携施設の看板の写真 □実施校/連携施設の業務マニュ アル □ホームページ
え、適切な学校の管理運営に資するよう留意すること	【24】自校の施設として添削指導等を行う施設を設置している場合、本ガイドラインに反する管理運営が行われていないか □ いる □ いない	口上記①~⑥に掲げる資料
(3)学校評価		
(1) (1) 教育活動その他の学校運営の状況について、「学校評価ガイドライン[平成28年改訂]」(平成28年3月22日、文部科学省作成)等を踏まえ、少なくとも1年度間に1回、自己評価を行い、その結果を公表すること。その際、添削指導等については、連携施設における実施状況も含め、本ガイドラインを踏まえたものとなっているかについても評価の対象とすること。また、評価結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること	【25】「学校評価ガイドライン」等に基づき、少なくとも1年度間に1回、自己評価を行い、その結果を公表しているか□ 実施し、公表している□ 実施しているが、公表していない□ 実施していない	□自己評価書 □業務改善アンケート □ホームページ
② 学校関係者評価の実施に努め、その結果に基づき 学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることに より、その教育水準の向上に努めるとともに、必要に応 じ、第三者評価を実施すること	【26】学校関係者評価を実施し、その結果を公表しているか □ 実施し、公表している □ 実施しているが、公表していない □ 実施していない 【27】第三者評価を実施し、その結果を公表しているか □ 実施し、公表している □ 実施しているが、公表していない □ 実施しているが、公表していない	□学校関係者評価書 □第三者評価書 □ホームページ

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
(4)その他		
① 編入学による生徒の受入れに当たっては、編入学を希望する生徒が在籍し、又はしていた教育機関について、法令上、編入学が認められるかどうかを確認するなど、適切に処理すること。また、学期の途中に転入学・編入学を受け入れる際には、前籍校における学習状況等を十分に確認した上で、下記2の教育課程等に関する事項を踏まえ適切な教育を行うこと	【28】法令上、編入学が認められない機関からの受け入れが行われないよう、必要な確認が行われているか いる 口 いない 「29】学期の途中に転入学・編入学を受け入れる際に、前籍校における学習状況等を十分に確認した上で受け入れているか ロ いる 口 いない	□業務マニュアル
よる協議等を経て定められていること、高等学校入学者選抜は、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われるよう特に配慮する	【30】実施校において、入学者選抜及びその結果の公表が、過度に早期に実施されるなど不適切な形で行われていないか □ いる □ いない □ いる □ いない 【31】連携施設において、不適切な時期に生徒・保護者に対して実施校への入学が決定したかのような説明がなされていないか □ いる □ いない	□入試日程表 □合格通知のサンプル □連携施設の入学通知のサンプ ル

ガバニハ司井市西	化道 陀叔由应	本部次型の周
ガイドライン記載事項 ③ 実施校において、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条第1項各号に定める表簿等を備えているとともに、同条第2項に定める期間、適切に保存すること。また、生徒情報の適切な管理等に努めること		確認資料の例 □学校教育法施行規則第28条第1 項各号に定める表簿等の一覧
④ 高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行するとともに、生徒募集等に当たって、高等学校等就学支援金が、例えば、学校独自の特典や授業料軽減策であるかのような不適切な表示を行わないことはもとより、授業料や高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、その他の奨学金等の申請方法を含めた取扱いについて適切に説明した上で表示すること(注釈)例えば、高等学校等就学支援金については、受給資格や支給額その他申請上の留意点等について、受給資格や支給額その他申請上の留意点等について、で、また、教育ローンやクレジット契約については返済内容その他消費者保護のために必要な事項等について、適切かつ明確な説明を行うことが必要である	等の申請方法を含めた取扱いについて、生徒・保護者に誤認させるような不適切な表示、説明がなされていないか(高等学校就学支援金は所得の要件を満たした場合に受領できるものである等の説明が適切に行われているか) ロ いる ロ いない	□生徒募集パンフレット □連携施設生徒募集パンフレット ※必要に応じ、生徒・保護者に対 する聞き取り調査等を実施

ガノバニノハ・司井東西	指導監督内容	確認資料の例
ガイドライン記載事項 2. 教育課程等に関する事項	<u>旧导监督内谷</u>	惟総貝科の物
<u>2. 教育課程等に関する事項</u> (1) 教育課程及びそれに基づく指導と評価		
↑	 【36】各教科・科目等について、指導要領及びその解説を踏まえた指導計画が策	 □使用教科書一覧
① 通信前の課程においても、同等子校教育として、教 育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法、高等	130] 台教科・科白寺について、指導安領及いての解説を始まえた指導計画が東 定されているか	
	上されているか 	□年間指導計画 □シラバス
子校子自相等安領(十成21十久が付子自己が第34号。 以下「指導要領」という。)等の教育課程に関する法令等	□ 宝しの教科・科目等について泉足されている □ 策定されていない教科・科目等がある	ロンノハス 口校内規定(規定類集)
以下・指導安領」という。テの教育課程に関する法で等	ロ 東足されていない教科・科日寺がめる	山牧内税处(税处规未)
-促い、週切な教育体性を褊及りること	 【37】各教科・科目等の教育課程、指導計画について、指導要領から逸脱した内	
②教育課程の実施に当たっては、指導要領及びその解	【37】谷教科・科日寺の教育牀柱、相導計画について、相導安視から远脱しだ内 容となっていないか	
説を踏まえ、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特	$ \Delta C C C C C C C C C C C C C C C C C C C$	
別活動(以下「教科・科目等」という。)のそれぞれについ		
て、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用		
教材(教科用図書等)、指導の時間配当等を具体的に定	【38】教育課程の編成・実施に当たっては、生徒の特性・進路等に応じた適切な	
めた指導計画を作成すること	各教科・科目等の履修ができるよう配慮した上で、各教科・科目が開設されているか(一律の履修モデルを示している場合等に、生徒の希望によって履修モデル	
	るか(一年の復修モナルをふしている場合寺に、生徒の布室によって復修モナル に含まれていない開設科目について履修できるよう配慮がなされているか)	
③ 学習評価に当たっては、「小学校、中学校、高等学校	に含まれていない 用政件日にプいて復修できるより配慮がなされているが) □ いる □ いない	
及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及		
び指導要録の改善等について」(平成22年5月11日文部	 【39】左記の③の通知を踏まえた具体的な評価規準が策定されているか	
科学省初等中等教育局長通知)に示す評価の観点及び	【39】左記の⑤の通知を踏まえた具体的な計画規準が東定されているが	
趣旨を十分踏まえながら、それぞれの教科・科目等のね		
らいや特性を勘案して、具体的な評価規準を設定するな	 【40】単位修得の認定及び全課程の修了認定の手続きは、法令等に基づき、教	
ど評価の在り方を工夫すること	【40】単位修侍の認定及び主誅権の修了認定の子続さは、法立寺に基づさ、教 員が行う平素の学習評価に基づいて、校長の責任の下で行われているか	
 ④ 単位修得の認定は、教員が行う平素の学習評価に	「貝がリノー系の子自計画に塞っいて、校長の負任の下で1741にいるが	
基づいて、最終的に校長が行うこと。校長は、学校があ		
参ういて、最終的に校長が行うこと。校長は、子校がめ らかじめ定めた卒業までの修得すべき単位数を修得し	 【41】特別活動について、年間指導計画に基づき、卒業までに30単位時間以上	
た者で、特別活動を履修しその成果が目標からみて満	147 行が活動について、年間指導計画に塞って、平米よどに30年位時間以上 指導することが担保されているか	
足できると認められる生徒について、全課程の修了を認	□ いる □ いない	
定すること		
⑤ 指導と評価に当たっては、基礎的な知識及び技能を		
習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するた		
めに必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をは		
ぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に		
意を用いることとされている(学校教育法第30条第2項		
等)ことを踏まえ、通信制の課程においても、これに基づ		
き適切な教育が実施されるよう教育活動の工夫を図るこ		
ح		
 ⑥ 集団活動の場として欠かすことのできないホーム		
年間指導計画に基づき、特別活動について卒業までに		
130単位時間以上指導すること		
一十四吋川外工川守すること		

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
(2)添削指導及びその評価		
	【42】添削課題の内容は高等学校学習指導要領に定められた内容を生徒に定着させるにあたり十分なものとなっているか。 □いる□いない	□添削課題のサンプル □年間指導計画
② 添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと	【43】各教科・科目等の添削指導及びその評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか 口 いる 口 いない ※ 実施校の教員が実施しているかは【12】で確認	□連携施設一覧 □教職員一覧 □免許状の写し等 □校務分掌表
③ 指導要領において定める添削指導の回数の標準を 踏まえて、各教科・科目における添削指導の回数を十分 確保すること	【44】添削指導の回数の標準を踏まえて、各教科・科目における添削指導の回数を十分確保されているか 口 いる 口 いない	□年間指導計画 □シラバス

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
な添削課題や、択一式の問題のみで構成される添削課題は不適切であること	【45】添削課題の回答形式について、ほとんど(8割以上)が択一式を採っている 教科・科目等があるか □ ある □ ない	口添削課題のサンプル
⑤ 添削指導の実施に当たっては、年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行わないこと。また、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりするようなことがないよう、年間指導計画に基づき、計画的に実施すること		□生徒便覧 □添削指導提出期限
⑥ 添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載すること	【47】添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘や、解答に対する正答のみの記載、一律の解説の記載となっていないか □ いる □ いない	□添削課題のサンプル □添削指導のサンプル
	【48】生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みが整えられているか □ いる □ いない	□生徒便覧 □添削指導マニュアル

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
(3) 面接指導及びその評価		
	【49】面接指導は指導要領に定められた内容を生徒に定着させるにあたり十分なものとなっているか。 □ いる □ いない	□年間指導計画
② 面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと	【50】各教科・科目等の面接指導及びその評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか ロ いない ※ 実施校の教員が実施しているかは【12】で確認	□連携施設一覧 □教職員一覧 □校務分掌表 □免許状の写し等
③ 指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて、各教科・科目における面接指導の単位時間数を十分確保すること。面接指導の授業の1単位時間を弾力的に運用する場合でも、1単位時間を50分として計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数を十分確保すること	【51】各教科・科目における面接指導の単位時間数が指導要領に照らして確保されているか(特に、多様なメディアを活用して行う学習により面接指導時間を減免した場合に、減免可能な時間を超えて減免する等の不適切な運用とせず、適切な時間数が確保されているか。) □ いる □ いない 【52】面接指導における生徒の出欠管理が適切に行われているか。 □ いる □ いない 【53】1単位時間を弾力化する場合、標準単位時間をもとに十分な面接指導の単位時間数が確保されているか □ いる □ いない	
④ 面接指導においては、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、自宅学習を行う上で必要な基礎的・基本的な知識について指導したり、個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮しその後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導すること	【54】一定の時期に面接指導を集中的に行う(いわゆる「集中スクーリング」)ことなどによって、年度の前半に全ての面接指導を終える生徒がいるなど、生徒の実態把握や計画的・体系的な指導という観点から課題が生じていないか □ いる □ いない 【55】いわゆる「集中スクーリング」を実施している場合、生徒に対して、年間を通じて実施校の教員から指導を受ける機会を確保するための方策をとっているか □ いる □ いない	

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
⑤ 実施校以外の連携施設において面接指導を実施する場合、実施校において生徒の履修状況を十分に把握するとともに、例えば、観察・実験や実習が適切に実施できるよう、施設・設備等も含め、面接指導を行う上で適切な教育環境を整えること	【56】実施校以外の連携施設において面接指導(定期的な面接指導及び集中スクーリング)を実施する場合、生徒の出欠等を含めた履修の状況を実施校において適切に把握しているか 口いる 口いない 「57】連携施設において面接指導を実施する場合、当該施設の施設・設備等は実施する各教科・科目の特性に応じ適切な教育環境が整えられているか 口いる 口いない	□生徒の出欠簿 □面接指導の時間割 □面接指導を実施する連携施設
	【58】いわゆる通学コースにおける教育活動と指導要領等に基づき実施される面接指導とが、明確に区別されて実施されるとともに、生徒・保護者等に対して適切な説明が行われているか□いる□いない	□シラバス □年間指導計画 □面接指導の時間割 ※必要に応じ、生徒・保護者に対 する聞き取り調査等を実施

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
(4) 多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習によ	る面接指導等時間数の減免について	
した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の 教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと	【59】多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及び評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか □ いる □ いない ※ 実施校の教員が実施しているかは【12】で確認	□校務分掌表 □免許状の写し □シラバス □年間指導計画
② 多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること	【60】多様なメディアを利用して行う学習を取り入れ、面接指導等の時間数の一部免除を行う場合、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるものであるかを確認しているか ロいる ロいない	
③ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数(以下「面接指導等時間数という。」)の一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること		
と。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができること。ただし、免除する時間数は合わせて10分の8を超えることができないこと。生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合とは、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」や、「実施校自らが生徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保される場合」等が想定されること	が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用がなされていないか 口いる 口いない	□メディア学習計画 □面接指導時間割
⑤ 生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう十分配慮しなければならないこと	【62】生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習が計画的かつ継続的に実施され、本来行われるべき学習の量と質が低下することがならないよう適切に行われているか ロいる ロいない	□メディア学習計画 □面接指導時間割

- コープストライン記載手は - 日 - 一	I
ガイドライン記載事項 確認資料の例	
⑥ 生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度 又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であること 【63】10分の6を超える減免を行う場合の基準をあらかじめ定め、生徒や保護者 □メディア学習計画 □面接指導時間割 □ いる □ いない 【64】10分の6を超える減免を行う場合の基準及び基準を踏まえた運用は、ガイドラインを踏まえた適切な内容となっているか(基準を策定していたとしても、結局のところ生徒の実態等に関わらず一律に10分の8まで減免するような基準は不適切) □ いる □ いない	

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
(5)試験及びその評価		
① 試験は実施校の教職員の監督下で適切に実施し、その採点基準の作成及び評価は各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと	【65】試験は実施校の教職員の監督下で適切に実施されているか	□連携施設一覧 □教職員一覧 □校務分掌表 □免許状の写し等 □試験日程一覧 □試験担当表
着状況等を測るための手段であることを踏まえ、自宅試験の方法で行ったり、全ての教科・科目等において自由	的対応か、認める場合の基準等が妥当であるか、学習成果の適切な確認という 観点からの措置を講じているか、等を考慮。	□試験マニュアル□試験日程一覧□試験担当表

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
(6)学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施		
① 学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、年間指導計画に基づき、資格のある教員が指導要領等に則り適切に実施すること。特に、単なる体験活動の実施を単位認定するような運用や、生徒の学習状況の把握	【70】学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、年間指導計画に基づき、 資格のある教員が指導要領等に則り適切に実施されているか □ いる □ いない	□年間指導計画 □シラバス
	【72】学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数につい	
時間以上を確保した上で、各学校において適切に定めること	ては、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保されているか □ いる □ いない	
② 総合的な学習の時間の添削指導の回数については、指導要領の規定を踏まえ、1単位につき1回以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること	【73】総合的な学習の時間の添削指導の回数は適切に確保されているか □ いる □ いない	□年間指導計画 □シラバス □生徒便覧
③ 総合的な学習の時間における面接指導の単位時間数については、指導要領の規定を踏まえ、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、1単位につき1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること		ロシラバス
(7)その他		
る教員研修の機会の充実に努めること	対する添削指導、面接指導、その他生徒指導等に係る研修計画が策定され、研修の機会が確保されているか ロいる ロいない	□教職員名簿 □研修計画
修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面	【76】いわゆる非活動生や、履修登録しているにも関わらず添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対し、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援が行われているか ロいる ロいない	

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
③ 特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施等により、支援の充実に努めること	【77】専門家の配置、教員研修等により特別な支援を要する生徒の支援の充実に	
④ 不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めること	【78】不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、きめ細かな支援の充実のため、どのような対応がなされているか スクールカウンセラーの配置 スクールソーシャルワーカーの配置 教員の専門性向上のための研修 教員の資格取得への支援 その他[]	□教職員名簿 □校務分掌表 □指導記録
	【79】進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーの配置により生徒の社会的・職業的自立に向けた支援の充実が図られているか□ いる□ いない	□教職員名簿 □校務分掌表 □指導記録
⑥ なお、上記②~⑤の内容も含む教育支援や生徒指導、進路指導等は、いわゆる通学コースに生徒が在籍しているか否かにかかわらず、学校として在籍する全ての生徒に対して、当然に行うべきものであること	【80】通学コースに在籍していない生徒も含め、全ての生徒に対して上記②~⑤の内容も含む教育支援や生徒指導、進路指導等が適切に行われているか □ いる □ いない	□上記②~⑤に掲げる資料

ガイドライン記載事項	指導監督内容	確認資料の例
3. 施設及び設備に関する事項	11年五月17日	
① 実施校の校舎面積が通信教育規程第8条に定める基準を満たすよう努めること	【81】実施校の校舎面積が通信教育規程第8条に定める基準を満たしているか □ いる □ いない	□校舎図面
設(教室(普通教室、特別教室等)、図書室、職員室、専門教育を施すための施設)のほか、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の授業に必要な実験・実習等	【82】通信教育規程第9条に規定する校舎に備えるべき施設が備えられているか □ いる □ いない 【83】教科・科目等の授業に必要な実験・実習等のための施設及び設備が備えられているか □ いる □ いない 【84】体育の授業に必要な運動場等が確保されているか □ いる □ いない 【85】各々の施設が持つ本来の機能が十分発揮されるような環境づくりがなされているか □ いる □ いない	□校舎図面□備品リスト
の施設や上記1(2)④の方法により添削指導等を行う連携施設についても、生徒を受け入れ、教育を行うための適切な施設及び設備等の環境が確保されるようにすること		□連携施設一覧 □連携施設の校舎図面
4. 積極的な情報公開の推進		
① 実施校及び実施校の設置者においては、積極的な情報公開に努めること。その際には、生徒や保護者等の関係者が、学校の教育環境の充実に向けた取組や学校の運営状況等に関し、適切かつ十分な情報を得られるよう努めること		□ホームページ □財産目録等 □生徒便覧 □学校要覧
	【89】生徒や保護者等に対して学校の教育環境の充実に向けた取組や学校の運営状況等をホームページ等で積極的に公開しているか(生徒の状況(生徒数や活動の様子)、教職員の配置状況(専任・兼任の別を含む)、各教科・科目等の開設状況、施設・設備の整備状況、連携施設の状況、授業料等の学納金に関する情報及び財務状況等)	

指導監督にあたり確認すべき資料の例 (文部科学省が実施する点検調査時に求める資料)

1. 学校の管理運営・教育課程等に関する事項

- ① 学則(全文)
- ② 組織図
- ③ 学校要覧
- 4 生徒便覧
- ⑤ 校務分掌表
- ⑥ 校内規定(規定類集)
- ⑦ 入試要項
- ⑧ 入学手引き(授業料に関するものを含む。)
- ⑨ 生徒募集パンフレット
- ⑩ 入試日程表、試験日程一覧
- ① 事務処理規定、業務マニュアル
- ① 年間行事予定表(教職員用)
- ③ 教職員一覧(兼務教員を含む。担当教科がわかるもの)
- (14) 教育課程表
- (15) 開設科目及び履修した生徒数の一覧
- ⑥ 各教科・科目等の年間指導計画(各教科・科目等の一部サンプル(数科目を指定))
- ① 各教科・科目等の添削課題(⑯で指定した科目等の全回数分)
- (18) 上記科目等の添削指導のサンプル(実際に採点・添削がなされた課題や生徒に配布している解説プリントの写し等)を添付(各科目等について2点以上)
- ⑨ 各教科・科目等の面接指導の指導案(⑩で指定した科目等の全回数分)
- ⑩ 各教科・科目等の試験問題(⑯で指定した科目等の全回数分)
- ② 多様なメディアを利用して行う学習に関する生徒の報告課題の様式等、学習成果の確認方法 が分かる資料(科目によって確認方法、様式等が異なる場合は、⑥で指定した科目等の全回 数分)
- ② 多様なメディアを利用して行う学習に関する報告課題のサンプル
- ② 成績評価基準(%で指定した科目)
- ②4 スクーリングの時間割(3ヵ年分)
- ② スクーリングの実施日程(3ヵ年分)
- 26 使用教科書一覧
- ② 使用している通信教育用学習図書一覧
- 28 シラバス
- 29 教職員の研修計画
- ③ 自己評価書、学校関係者評価書、第三者評価書(未実施の場合は不要)
- ③ 校舎図面
- ② 学校としての生徒指導の目標、方針や計画等が分かる文書

2. 連携施設関係

- ① 連携施設一覧(自校の面接指導等実施施設を含む)
- ② 連携施設との契約書その他の連携・協力内容を定めた文書
- ③ 連携施設職員との契約書・委嘱状等
- ④ 連携施設における業務マニュアル(実施校が作成するなど、学校教育と関わる部分を含むもの)
- ⑤ 連携施設(自校の面接指導等実施施設を含む)における面接指導実施教科・科目等一覧
- ⑥ 連携施設(自校の面接指導等実施施設を含む)ごとの所属生徒数一覧
- ⑦ 連携施設生徒募集パンフレット
- ⑧ 連携施設の看板の写真
- ⑨ 連携施設の校舎図面(面接指導等を行う施設に限る。)

3. 実地調査時等に現地で確認が必要な資料

- ① 免許状の写し、免許状の更新手続き等を行った者はその証明書類(兼務含めて全教員分)
- ② 特別非常勤講師の届出の写し
- ③ 免許外教科担任の許可に関する文書
- 4 指導記録
- ⑤ 合格通知のサンプル
- ⑥ 学校教育法施行規則第28条に定める表簿
- ⑦ 添削教材(提出を求めていないものから、所轄庁が指定する複数の教科・科目)
- ⑧ 1. ⑯で指定した科目等についての添削指導のサンプル(全添削課題分)
- 9 試験担当表
- ⑩ 集中スクーリングの出欠簿
- ① 業務改善アンケート
- ② 連携施設の入学通知のサンプル